

令和 2 年 3 月 2 日

事業主 様
事務担当者 様

東淀川健康保険組合

被扶養者認定事務の一部変更について

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日より健康保険の被扶養者認定において、国内居住要件（日本国内に住所を有している者、すなわち住民票があること）が認定要件として追加されます。

これにあわせて「住所」、「続柄」、「世帯（同居・別居）」、「収入（生計維持関係）」について、公的証明書等による確認を徹底するよう厚生労働省から通知がありました。

この通知に基づき令和 2 年 4 月 1 日受付分より、下記のとおり認定事務の取り扱いを一部変更いたします。皆様のご理解とご協力並びに被保険者への周知等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本国内に住所を有していること、及び続柄と世帯（同居・別居）の事実確認について

● 通知の要旨

事業主または健康保険組合は、認定対象者が日本に住所を有していること及び、被保険者と認定対象者の続柄及び世帯（同居・別居）の確認を住民票や戸籍謄（抄）本により行うこと。

● 当組合の対応

同居の場合

→「世帯全員の住民票（続柄記載あり）」を添付してください。

別居の場合や同居でも世帯分離している場合

→被保険者と認定対象者それぞれの「世帯全員の住民票」と、被保険者と認定対象者の続柄が分かる「戸籍謄（抄）本」を添付してください。

* 住民票等は、受付日から遡って 3 ヶ月以内に発行されたものを有効とし、コピーは不可。

➤ ただし、同居の妻と子に限り、次の 2 要件をどちらも満たす場合は添付を省略することができます。

- ① 被扶養者異動届に認定対象者のマイナンバーを記入
- ② 事業主が公的証明書等にて続柄と同居を確認し、被扶養者異動届の備考欄に「事業主／続柄、同居確認済」と記入

（続柄、同居確認済のチェックボックスを記載した被扶養者異動届の新様式を準備していますので、順次切り替えていきます）

* 新生児でマイナンバーの提出ができない場合であっても、②の要件を満たしている場合は添付を省略できます。後日、速やかにマイナンバーを「個人番号届」で届出してください。

2. 収入(生計維持関係)について

- 通知の要旨

健康保険組合は、認定対象者の年間収入を公的証明書等で確認すること。

- 当組合の対応

当組合では、すでに所得課税証明書、給与明細書、年金振込通知書等により認定対象者の年間収入を確認したうえで認定可否を決定していますので、今後も状況に応じた書類の提出をお願いいたします。

3. その他

- ◆ 「扶養理由書」を変更し、認定対象者の住民票の住所の記入欄を追加します。令和2年4月受付分からは新様式で提出してください。やむを得ず旧様式の「扶養理由書」で提出する場合は、【9】欄に認定対象者の住民票の住所を記入してください。ただし、住民票を添付する場合は記入不要です。なお、住民票の添付を省略する場合で記入がないときは扶養理由書を返戻させていただくことがあります。
- ◆ 「異動(認定)届に添付する書類一覧」を変更します。令和2年4月受付分からは新しい取り扱いにより提出してください。
- ◆ 外国籍で日本国内に住所を有する方を被扶養者とする場合も上記の取り扱いで認定事務を行いますので、前居住国の公的証明書等をご用意いただく場合もあります。外国語で作成された公的証明書等を提出する場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
- ◆ 被保険者本人の申立てのみにより扶養認定することは一切認められません。